

書記官送達  
令和3年4月14日受領

印

令和3年4月14日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和2年(ネ)第3097号 鎌ヶ谷市議会議員選挙の被選挙権に関する国家賠償  
請求控訴事件(原審・東京地方裁判所令和元年(ワ)第11910号)

口頭弁論終結日 令和3年1月18日

5

判 決

[Redacted]

控訴人(一審原告)

同訴訟代理人弁護士

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

[Redacted]

10

被控訴人(一審被告)

国

同代表者法務大臣

同指定代理人

同

同

同

同

[Redacted]

15

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

20

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、50万円及びこれに対する平成31年4月14日  
日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

25

第2 事案の概要等(以下、略語等は原則として原判決の表記に従う。)

- 1 事案の概要

10 (1) 本件は、千葉県鎌ヶ谷市議会議員選挙（本件選挙）に立候補しようとした  
が、被選挙権年齢に達していないとして、その届出が受理されなかった控訴  
人が、被控訴人において、市町村議会（地方議会）の議員の被選挙権年齢を  
満25歳以上と定める公職選挙法10条1項5号及び地方自治法19条1項  
5 の規定（本件各規定）が、憲法14条等に違反するにもかかわらず、そのよ  
うな内容の立法を行い、その後、正当な理由なく長期間にわたり本件各規定  
の改正を怠ったことが国家賠償法（国賠法）上違法であると主張し、被控訴  
人に対し、同法1条1項に基づき、議員報酬相当額2064万円及び期末手  
当相当額810万1759円の逸失利益並びに立候補の自由を奪われたこと  
10 による精神的損害に対する慰謝料100万円の合計2974万1769円の  
損害の一部請求として、50万円及びこれに対する本件選挙の告示日である  
平成31年4月14日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号によ  
る改正前のもの）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案  
である。

15 (2) 原審は、本件各規定に関して国会議員の立法行為又は立法不作為が国賠法  
1条1項の適用上違法の評価を受けるとはいえないとして、控訴人の請求を  
棄却する判決をした。

そこで、控訴人が、これを不服として本件控訴を提起した。

20 2 前提事実並びに争点及びこれに関する当事者の主張は、次項に当審における  
当事者の主張を加えるほか、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概  
要」の「1 前提事実（認定に用いた証拠は括弧内に示した。）」、「2 争  
点及びこれに関する当事者の主張」に記載のとおりであるから、これを引用す  
る。

25 3 当審における当事者の主張

（控訴人の主張）

(1) 憲法15条1項、14条1項違反

本件各規定は、若年者が議員になる機会を奪うものであり、これにより直接的に地方政治に意思を反映する機会を奪い、また、若年の立候補者が議員にふさわしいか否かを判断すべき有権者の選択肢を奪うことになるから、憲法15条1項の公務員選定権を侵害する。

本件各規定により、地方議会が満25歳以上の住民しか代表しない機関となり、これは国民主権の原則に反し、何ら合理性を有しない根拠に基づく差別的取扱いであり、憲法14条1項に違反する。

## (2) 憲法21条1項違反

憲法21条1項の保障する表現の自由の内容として、国及び公共団体は公共的言論に対して、これを表明する場を保障する積極的義務を負うと解すべきであり、憲法は候補者に対し、選挙の時に選挙運動に関し、特別の便宜を図ることを予定している。しかし、本件各規定は、そのような機会を満25歳以上の者に限定しており、満25歳未満の者はそのような機会が与えられないこととなるから、憲法21条1項に違反する。

## (3) 憲法92条、94条違反

地方公共団体における議会の構成をいかなるものにするか、その構成員の資格たる被選挙権年齢をどのように定めるかについては、各地方公共団体で自立的に定めるべきものであることは、憲法の地方自治の精神からして当然導き出されるものであり、法律で一律に地方議会の被選挙権年齢を定めた本件各規定が憲法92条、94条の規定に違反することは明白である。

### (被控訴人の主張)

#### (i) 憲法15条1項、14条1項違反の主張について

控訴人の上記主張は、結局は立法論ないし制度論にすぎず、地方議会の議員の被選挙権の年齢要件を含む選挙制度の具体的な内容をいかなるものとするかは国会の合理的な裁量に委ねられており、満18歳以上満25歳未満の者にも被選挙権を認めるべき旨の意見は、諸外国の制度同様、今後の地方議

会の議員の選挙制度をいかなるものにしていくべきかという立法論においては、参照されるべき事項であるとはいえるものの、本件各規定の憲法違反の明白性を基礎付けるものとはいえない。

したがって、本件各規定が国民主権原則、憲法15条1項及び同法14条1項に違反する旨の控訴人の主張には理由がない。

(2) 憲法21条1項違反の主張について

憲法21条1項は、選挙の機会において意見を表明する機会を付与したり、候補者に「特別の便宜」を図るなどの「積極的義務」を国や地方公共団体に課したのではなく、控訴人の主張は独自の見解にすぎない。

また、公職選挙法10条1項5号の規定によっても満25歳未満の者が選挙の機会に自身の政治的意見を表明することは何ら妨げられない。

(3) 憲法92条、94条違反の主張について

地方議会が具体的な被選挙権年齢について個別に条例で規定することが憲法上予定されているものではない。

憲法93条1項は、「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。」と定めているところ、これは議会の議員の選挙や、議会の活動に関する規律を法律で定めるべきだとする趣旨であると解されている。控訴人の主張は独自の見解に基づくものであって、理由がない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、原判決と同様に、控訴人の請求は棄却すべきものと判断する。その理由は、原判決の「事実及び理由」中の「第3 判断」に記載のとおりであるからこれを引用する。

2 当審における当事者の主張について

控訴人が当審において主張するところは、基本的に原審における主張と同旨であって、当審における判断は、上記引用に係る原判決の判示のとおりである。

したがって、控訴人の当審における主張を踏まえても、本件各規定に関し、国会議員の立法行為又は立法不作為が国賠法1条1項の適用上違法ということはい

3 以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、控訴人の請求は理  
5 由がない。

#### 第4 結論

よって、控訴人の請求は棄却すべきところ、これと同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

10 東京高等裁判所第22民事部

裁判長裁判官

白井 幸夫 

15 裁判官

中山 典子 

裁判官

澤村 智子 

20

これは正本である。

令和3年4月14日

東京高等裁判所第22民事部

裁判所書記官

栗 田 賢

